

栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和 7 (2025) 年 4 月 2 日

栃木県総合政策部地域振興課

栃木県地域づくり担い手育成事業業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

栃木県地域づくり担い手育成事業業務

(2) 委託業務の内容

別添「栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。） のとおり

(3) 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和 8 (2026) 年 2 月 27 日（金）まで

(4) 委託契約金額の上限

3,132,980 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当課(事務局)

総合政策部地域振興課地域づくり支援担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県庁本館 8 階

電 話：028-623-2257

メール：shien@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格

栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）の参加者は、民間企業、NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に基づく特定非営利活動法人）、その他法人または、法人以外の団体等で、県からの委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものとし、次に掲げる要件を全て満たしていること。競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する、又は、契約締結時までに資格を取得する見込みの者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

- (5) 参加表明書提出時点において、県内に事業所等の拠点を有していること。
- (6) 実施要領 3 に記載する審査会開催日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (7) 参加表明書提出時点において、県内に事業所等の拠点を有していること。
- (8) 地域づくり団体等の活動の現場でフィールドワークを行う事業のコーディネート実績があること。

3 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	: 令和 7 (2025) 年 4 月 2 日 (水)	
イ 質問受付期限	: 令和 7 (2025) 年 4 月 7 日 (月)	15 時必着
ウ 質問に対する回答	: 令和 7 (2025) 年 4 月 9 日 (水)	予定
エ 参加表明書の提出期限	: 令和 7 (2025) 年 4 月 10 日 (木)	15 時必着
オ 参加資格の確認通知	: 令和 7 (2025) 年 4 月 14 日 (月)	予定
カ 企画提案書の提出期限	: 令和 7 (2025) 年 4 月 18 日 (金)	17 時必着
キ 審査会	: 令和 7 (2025) 年 4 月 23 日 (水)	予定
ク 審査結果の通知・公表	: 令和 7 (2025) 年 4 月下旬	予定

(2) 実施内容等に関する質疑及び回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式 1)により受け付けます。

- ア 受付期間: 令和 7 (2025) 年 4 月 7 日 (月) 15 時必着
- イ 提出方法: 電子メールにより、1 (5) に提出すること。
- ウ 回答期日: 令和 7 (2025) 年 4 月 9 日 (水) 予定
- エ 回答方法: 質問及び回答を取りまとめの上、栃木県ホームページに掲載します。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、ウを提出してください。

- ア 提出期限: 令和 7 (2025) 年 4 月 10 日 (木) 15 時必着
- イ 提出方法: 持参(平日の午前 9 時から午後 5 時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)により、1 (5) に提出すること。
また、提出した旨を電子メールにより、1 (5) に連絡すること。
- ウ 提出物: 参加表明書(別記様式 2)
参加資格確認書(別記様式 3)

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届(様式任意)を提出してください。

(4) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知します。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。

ア 通知日：令和 7 (2025) 年 4 月 14 日（月）予定

イ 通知方法：電子メール

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟覧の上、次により作成してください。

ア 企画提案書は、原則として A 4 判用紙を使用することとし、A 3 判用紙を使用する場合には、A 4 判サイズに折り込んでください。なお、枚数に制限はありません。

イ 企画提案書の様式は任意とし、必ず次の事項を含めて作成してください。なお、記載順序は任意とします。

① 企画提案内容

② 実施スケジュール

③ 業務実施人員体制

④ 類似業務の実績

⑤ 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記すること）と合計額

ウ 企画提案書は、1 者 1 提案のみとします。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書等は次のとおり提出してください。

ア 提出期限：令和 7 (2025) 年 4 月 18 日（金） 17 時必着

イ 提出方法：持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）により、1（5）に提出すること。

また、提出した旨を電子メールにより、1（5）に連絡すること。

ウ 提出物：応募申請書（別記様式 4）、企画提案書（正本 1 部、副本 6 部）、見積書（正本 1 部）

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替は原則として認めません（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。

イ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがあります。

エ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

オ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となります。

4 委託候補者の選定

(1) 審査方法

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、別に定める「栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）」に基づき実施する。ただし、審査結果の如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。

(2) 審査基準

別表2のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(4) 失格事由

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書記載金額が1(4)の額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 審査要領で定める委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 契約の締結

(1) 選定された契約候補者と契約締結の協議を行います。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。

(3) 契約締結の協議が整わなかった場合、審査結果の上位の者から順に協議を行います。

(4) 契約の締結に際しては、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とします（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結します）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は利用に係る費用負担が生じないものとします。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要があります。

(5) 紙の契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とします。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

(2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。

(3) 企画提案書の著作権は参加者に帰属し、委託契約候補者が提出した企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとします。

(4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなします。

- (5) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとします。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。